

役員選出規則

(目的)

第1条 この規則は一般社団法人京都社会福祉士会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第19条に基づき、役員選出に関する規定を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 定款により「役員」とは、理事及び監事をいう。

(役員の数)

第3条 定款第19条第1項の定めるところにより、理事の定数は7名以上10名以内、監事の定数は2人とする。

(役員区分)

第4条 役員を次のとおり区分する。

- (1) 外部理事
- (2) 会員理事
- (3) 外部監事
- (4) 会員監事

(会員理事・会員監事の条件)

第5条 会員理事及び会員監事は、本会の正会員でなければならない。

(会員理事・会員監事立候補の手続き)

第6条 立候補は選挙管理委員会によって定められた期日、方法で行う。

2 立候補は正会員2名の推薦を必要とする。

(役員選出方法)

第7条 役員は定款第20条の定めるところにより、総会の決議によって選任する。

2 外部理事及び外部監事は、理事会が候補者を推薦し、総会の承認を得なければならない。

3 外部理事及び外部監事の候補者が、総会において会員の承認を得られなかった場合は、理事会は速やかに他の候補者を推薦し、総会にて承認を得なければならない。

4 会員理事及び会員監事は総会における出席会員の投票によって、得票数上位者から順に定数に至るまで選出する。

- (1) 投票は理事9名以内、監事1名の連記制で行う。
- (2) 立候補者数が10名より外部理事の役員候補者数を引いた数を超えない場合は総会で信任投票を行う。この場合、投票者の過半数以上をもって信任とする。
- (3) 信任投票は候補者ごとに○×式で行う。
- (4) 立候補者が外部理事と併せて定数に満たない場合、信任投票で定数割れが生じた場合は、総会にて補欠選挙を行う。

(選挙管理委員会)

第8条 理事会は役員選挙の実施の5か月前に選挙管理委員を決定し、選挙管理委員会を設置しなければならない。

2 選挙管理委員会は2名以上の選挙管理委員で構成される。委員長は委員の互選で決定する。委員の任期は次期の選挙管理委員会が設置されるまでとする。

3 選挙管理委員は理事、監事以外から選出する。また、選挙管理委員は当該選挙には立

候補できない。

- 4 選挙管理委員会は役員選挙の4か月前までに立候補受付期間及び届け出方法を決定しなければならない。また、告示を立候補受付期間開始の1か月前までにおこなわなければならない。
- 5 選挙管理委員会は立候補の受付及び審査を行い、立候補者の名簿を整え、理事会へ報告するとともに、会員に伝達しなければならない。
- 6 選挙管理委員会は選挙の開票、集計作業および選挙に関わる事務を行わなければならない。

(委任)

第9条 この規則の適用及び細目に関する事項は、理事会の議決するところによるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2013年4月1日から施行する。